

平成30年 特許法等の一部改正

納付料新減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

条件: 2019年4月1日以降に審査請求をした案件

対象: 中小企業、個人及び大学等

措置: 「審査請求料」、「特許料(1~10年分)」の減免

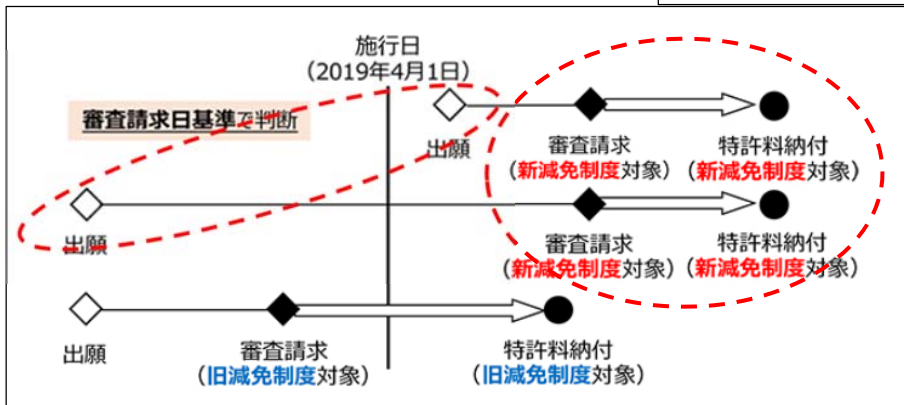
手続: 減免申請手続の大幅簡素化

【備考】

① 出願審査請求料の値上げとの関係

・2019年4月1日以降に出願した案件

減免制度は出願日には無関係



・出願審査請求料の引き上げ 118,000円 + 請求項数 × 4,000円 ⇒ 138,000円 + 請求項数 × 4,000円

② 減免申請手続 : 減免申請書の提出は不要(減免申請先は特許庁)

	出願審査請求書の記載内容 (記載場所は下欄1参照)	特許料(1~10年)納付書の記載内容 (記載場所は下欄2参照)
単独出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。
共同出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 手数料の納付の割合 ○/○	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 特許料の納付の割合 ○/○

注 1: **特許法施行令の号等**の記載は、下記を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_98.pdf

注 2: 持分計算 出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率 1/2 で持分がそれぞれ 1/2 の場合は上表の○/○は 3/4 と記載してください。(1 × 1/2 + 1/2 × 1/2 = 3/4)

注 3: 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免措置の適用を受けることが可能です。詳細は、https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_97.pdf を参照ください。

③ 自動納付制度における減免制度

第 4 年分から第 10 年分の特許料の納付について自動納付制度を御利用いただいている場合に、軽減された金額により自動納付を行うことができる場合があります。

詳細は、<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/jidouounofuseido.html> を参照ください。

① 出願審査請求料の減免申請の記載 : 「出願審査請求書」に下記を記載する。
 ・【手数料に関する特記事項】は、【手数料の表示】の下に欄を設け記載する。
 ・【その他】は最下行に設け記載する。

② 特許料(1~10年)の減免申請の記載 : 「特許料納付書」に下記を記載する。
 ・【特許料等に関する特記事項】は、【納付年分】の下に欄を設け記載する。
 ・【その他】は最下行に設け記載する。

【対象者と措置内容の詳細】

組合

(4)組合 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 …①下表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること
かつ ②大企業に支配されていないこと

	組合	特許法施行令の号の記載
チ	企業組合	表中のチ～レの業種に対応する者は、 特許法施行令第10条第1号チ～レ に該当する者である。
リ	協業組合	
ヌ	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	
ル	農業協同組合、農業協同組合連合会	
ヲ	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
ワ	森林組合、森林組合連合会	
カ	商工組合、商工組合連合会	
ヨ	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
タ	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	
レ	<ul style="list-style-type: none"> ・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの ・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの ・酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が 5,000 万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの ・酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時 50 人(酒類卸売業者については、100 人)以下の従業員を使用する者であるもの 	

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_03.html#shinse